

島農本リ管 12号
令和8年6月8日

組合員、利用者の皆様へ

島根県農業協同組合
代表理事組合長 竹下 克美

「デラウェア」農薬誤使用における残留農薬検査結果について

組合員の皆様をはじめ、日頃より当組合をご利用いただいている皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

さて、このたび本組合より出荷いたしました「デラウェア」における農薬の誤使用に伴い、令和8年6月2日付けで報道発表いたしました件につきまして、残留農薬検査結果を下記の通りご報告申し上げます。

検査の結果、食品衛生法に定められた本農薬の有効成分「シエノピラフェン」の残留基準値を下回っていることが確認されました。また、現在のところ、健康被害等の報告はございません。

今回の事態を重く受け止め、今後はより一層、生産・出荷体制における安全管理の徹底と再発防止に努めてまいります。

記

1. 分析項目：本農薬の有効成分「シエノピラフェン」
2. 分析結果：**0.14ppm**（食品衛生法基準値の約1/35の濃度）
※食品衛生法における、ぶどうに対するシエノピラフェンの
残留基準は**5.00ppm**
3. 検査機関：日本エコテック株式会社大阪分析センター

以上

本件に関するお問い合わせ先（☎0853-25-8694）

米穀園芸部 部長 西尾一俊
米穀園芸部 課長 石井隆弘